

[事案 29-102] 契約解除取消請求

・平成 29 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集人による告知妨害等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 1 月に心疾患で入院し手術を受けたので、平成 27 年 5 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、以下の理由により、契約の解除を取り消して、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 申込みの際に、募集人に対して、最初に「血压などいくつか薬を飲んでいるけど入れる。」と聞いてみたが、募集人は即座に「薬は全く問題ないです。」と回答した。
- (2) 募集人に言われるがままにパソコンの画面に○を付けた。
- (3) 自分は告知について理解していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 医師の回答書より、申立人は、以前から高血圧や脂質異常症により治療中で、平成 25 年から 27 年の間に検査を受けたこと等が認められ、告知義務違反は明らかである。
- (2) 募集人による告知妨害の事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の際に不適切な対応がなかったか等、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人と募集人の間において申立人が主張するようなやり取りがあったとは認められず、本入院等が申立人の告知しなかった事実とは関係がないとはいえないため入院給付金等の支払いも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。